

災害・オウム対策調査特別委員会 報告資料

令和8年3月17日

報告事項件名	頁
1 アレフ（オウム真理教）対策について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 災害ケースマネジメントの導入に向けた状況について・・・・・・・・	5
3 令和7年度足立区防災会議の結果及び足立区地域防災計画（震災編・資料編） の改訂について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4 災害時における守谷市と足立区との相互応援に関する協定締結及び今後の方針 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
5 令和7年度北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策推進合同協議会の実施結果について・	32
6 令和7年度足立区震災対応図上訓練の実施結果について・・・・・・・・	34
7 「令和7年度江東5区広域避難推進シンポジウム」の実施結果について・・・・	37
8 令和7年度千住常東地区コミュニティタイムライン運用訓練の実施について・・	41

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年3月17日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について
所管部課名	危機管理部 危機管理課
内容	<p>アレフ（オウム真理教）対策について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会による抗議行動</p> <p>(1) 日時 令和8年2月28日（土）午後1時～午後3時45分</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア デモ行進及び足立入谷施設前で抗議文の読み上げ・投函 参加者 約110名 スタート：入谷八丁目公園 ゴール：舎人一号公園</p> <p>イ 講演会 参加者 約80名 場所：舎人地域学習センター学習室1・2 講演者：中村 勝美 氏（日興技化東京営業所・元陸上自衛官）</p> <p>(3) 参加者 住民協議会役員、足立区長、足立区議会議員、各オウム真理教対策議員連盟、足立区町会・自治会連合会、近隣町会・自治会</p> <p>2 反社会的団体の規制に関する条例に基づく【第3次】過料処分取消請求上告事件</p> <p>(1) 最高裁判所決定</p> <p>ア 日時 令和8年2月12日（木）</p> <p>イ 判決 被上告人兼相手方（足立区）の勝訴</p> <p>主文 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は、上告人兼申立人の負担とする。</p> <p>※ 足立区の勝訴が確定</p> <p>(2) これまでの経緯</p> <p>平成30年12月19日：条例に基づく報告書の提出を請求 令和 元年 8月27日：報告が無いため過料処分通知書を発送 過料金額：50,000円</p> <p>令和 元年11月27日：過料処分に対してアレフが審査請求 令和 4年 3月31日：審査請求裁決（請求棄却） 令和 4年 9月30日：アレフが過料処分取消請求事件を提起</p>

令和 6年 4月25日：第一審判決（区が勝訴）

訴訟提起後、1回の進行協議及び5回の口頭弁論を実施（口頭弁論及び判決言渡しの計6回に住民協議会関係者延べ146人が裁判傍聴）。

令和 6年 5月14日：アレフが控訴

令和 7年 6月24日：第二審判決（区が勝訴）

控訴後、2回の口頭弁論を実施（2回の口頭弁論及び判決言渡しの計3回に住民協議会関係者延べ81人が裁判傍聴）。

令和 7年 7月22日：アレフが上告及び上告受理申立て

令和 8年 2月12日：最高裁判所決定（区が勝訴）

3 遺骨等引渡し訴訟控訴審判決について

麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨等を引き渡すよう次女が国に求めている訴訟において、東京高等裁判所で控訴審の判決言渡しがあった。

(1) 日 時

令和8年2月5日（木）

(2) 場 所

東京高等裁判所

(3) 判 決

第一審に引き続き、国が敗訴

ア 国（控訴人）の控訴を棄却し、控訴人（国）は、被控訴人（次女）に遺骨等を引き渡すことを命じる。

イ 訴訟費用は、控訴人の負担とする。

※ 国は、2月18日、判決内容を不服とし、最高裁判所に上告受理申立てをした。

4 地下鉄サリン事件の風化防止啓発活動について

事件の風化防止を図るため、「地下鉄サリン事件から31年経過に伴うパネル展」を実施する。

(1) 日 時 令和8年3月18日（水）～24日（火）

(2) 場 所 足立区役所1階アトリウム

5 職員向けオウム真理教問題研修会の開催結果

(1) 目 的

ア 地下鉄サリン事件をはじめとするオウム真理教関連事件の風化を防ぎ、事件に関する職員の認識を深める。

イ オウム真理教後継団体が区内に拠点を持ち活動していること、周辺住民が協議会を結成し、区が協議会活動を支援していることを理解する。

- | | |
|--|---|
| | <p>(2) 日 時
令和8年2月10日(火) 午後3時30分～5時</p> <p>(3) 場 所
区役所中央館2階庁舎ホール</p> <p>(4) 参加者
区職員約350名
※ 概ね各係1名が受講し、係内で研修内容を共有するよう依頼</p> <p>(5) 内 容
ア 公安調査庁から現況報告
イ 区から「オウム真理教後継団体に対する取り組み」の説明
ウ 弁護士の講演「足立区の三本の矢(区民・議会・区長の矢)」</p> <p>(6) 主な意見
ア 地下鉄サリン事件に関連することを風化させないことが大切だと思った。
イ 区が行っている活動を、職員も認識するべきだと思った。</p> |
|--|---|

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年3月17日

件名	災害ケースマネジメントの導入に向けた状況について
所管部課名	危機管理部 災害対策課
内容	<p>足立区独自の災害ケースマネジメント導入に向け、令和7年度に実施した課題検討結果及び今後の方針について報告する。</p> <p>1 災害ケースマネジメントとは</p> <p>(1) 過去の足立区外の被災地において生じた問題</p> <p>被災者に対して行政が、金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意して、制度の利用を申請した被災者に対して支援を提供する、いわゆる「申請主義」の方法。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p>しかしその方法では、支援制度自体を知らなかったり、支援制度は知っていても様々な理由により申請できないでいることで、支援から取りこぼされてしまう被災者が発生した。<u>特に在宅避難者は無言で過酷な状況を受け入れていることが多いことが判明している。</u></p> <p>このことは、<u>災害関連死につながってしまう</u>恐れがある。</p> <p>(2) 災害ケースマネジメントの概要</p> <p>被災者一人ひとりの被災状況、生活状況などの困りごとを訪問等により聞き取り、必要な支援ができる関係機関へつなげ、元の生活に戻るまで<u>継続的に支援する仕組み</u>のこと。</p> <p>その際、行政の力だけではカバーできない部分は、関係機関や支援団体と連携して、<u>「餅は餅屋」で支援する体制を発災前に構築しておく。</u></p> <p>※ 新たな支援制度を構築するのではなく、既存の支援策や支援者に適切につなぐための制度。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">Point1</p> <p style="font-size: small;">在宅避難等で潜在化してしまう、被災者一人ひとりが抱える困りごとを、個別訪問等によるアウトリーチで掘り起こす。</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">Point2</p> <p style="font-size: small;">既存の福祉サービスや災害支援策を組み合わせ、その人の状況に合わせたオーダーメイド型の個別支援策を作成。</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">Point3</p> <p style="font-size: small;">官民様々な専門団体が連携し、それぞれが得意とする分野を担い、生活再建まで継続的に寄り添った支援を行う。</p> </div> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>申請主義から脱却し、発災後の被災者支援の漏れを防ぎ「誰一人取り残さない」ための仕組みを構築する</p> </div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">▼</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="background-color: red; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">導入後の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① アウトリーチで把握した、対応が必要な被災者を支援につなげ災害関連死の防止 ② 伴走型で支援することにより、被災者の自立・生活再建の早期実現に寄与 ③ 被災者が早期に通常の生活に戻ることで、地域復興を通じ地域社会の活力維持 </div>

2 令和7年度に実施したこと

災害ケースマネジメント導入に向けた「基礎調査委託」を実施

- (1) 対象者を属性ごとに分類し調査・分析
 想定対象者数（被災者数、在宅避難者数の世帯構造、要配慮者別等）
- (2) 過去の被災自治体へ取り組み事例のヒアリング
 - ① 宮城県仙台市（平成23年東日本大震災）
 - ② 北海道厚真町（平成30年北海道胆振東部地震）
 - ③ 石川県珠洲市（令和6年能登半島地震）
- (3) 災害ケースマネジメント導入時の課題を抽出
 足立区で導入した場合に想定される課題を調査結果や地域性をふまえて検討し整理する。

3 基礎調査委託結果

- (1) 対象者を属性ごとに分類し調査・分析
 災害ケースマネジメントの対象者を検討するため、東京都の被害想定では算出されていない、被災者数、在宅避難者数及び高齢者や障がい者等の属性ごとの要配慮者数を算出した。

参考：発災1か月後の主な被災者人数

項目	対象者数	備考
被災者数	279,998人	被災により何らかの影響を受けている人
在宅避難者数	111,808人	被災者のうち在宅避難をする人
単身世帯者数	26,274人	社会的つながりが希薄の恐れ
後期高齢者数	15,977人	要配慮者。支援制度を活用しない恐れ
障がい者数	6,708人	
妊産婦数	715人	

- (2) 過去の被災自治体へ取り組み事例のヒアリング
 発災時に災害ケースマネジメントを取り入れた自治体に対し、アンケート及びオンラインによるヒアリング調査を実施した。
 災害ケースマネジメントを導入した際に生じた課題を中心に聞き取りを行った。

主な調査結果は以下のとおり。

分類	内容
制度の周知	様々な関係者が被災者の生活環境に入り支援に関わるため、住民に事前に制度を丁寧に説明し理解していただくことが必要。
庁内及び関連団体との連携	庁内の各部署間および関係団体との連携体制を綿密に構築しておくことが必要。
被災者の把握	被災者は訪問しても自ら話してくれない人が少なくないので、小さな声や状況の変化を見逃さず拾い上げる経験と能力が必要。

(3) 災害ケースマネジメント導入時の課題を抽出

ヒアリング調査や想定対象者数の算出結果等を分析し、足立区で災害ケースマネジメントを導入する上での課題を検討し抽出した。

主な課題及び対応策は以下のとおり。

項目	課題	対応策
体制の整備	実施体制（手順）を確立させる	① 事業のスキームを作成する（アウトリーチから支援の実施まで、誰がどのような流れで行うのか）。 ② 実施主体を決定する。
	支援対象者の要件と支援目標（＝取組内容）を設定する	① アウトリーチの対象者(支援対象者)の要件を決定する。 ② 対象者の要件ごとに、全体の支援目標を設定する。
	既存の福祉サービス、災害時の支援制度等を把握し整理する	① 関係各課、外部の関係機関への調査を実施。
支援関係者との連携	庁内における役割分担、運用体制を確立させる	① 関係各課へ事業の説明と協力を要請する。
	行政がカバーできない部分の支援を協力要請する関係機関を抽出する	① 協定締結団体及び区内の関係機関を調査 ② 区外の災害ケースマネジメント支援団体の調査
	官民の支援連携体制を確立する	① 各関係者（支援担当者）の役割分担を明確化。 ② 各関係者同士の協力体制の構築（どのように関係者間で協力し合い、支援につなげていくか）。 ③ 関係者の会議体を開催し、平時から顔の見える関係を構築
運用の整備	アセスメントシート、支援記録等各種帳票の作成	① 過去の被災地で活用された帳票などを調査分析し、足立区の独自仕様を作成する。
	各担当者研修の実施	① 発災時に速やかに支援を実行できるよう、支援にあたって必要なスキルを習得するため、各関係者を対象とした研修等を実施する。

4 令和8年度に実施すること

- (1) 災害ケースマネジメント導入に向けて実施体制の整備・構築。
- (2) 関係機関や民間団体等との協定締結。
- (3) 関係者会議及び担当者研修を行う事業を一部実施する。

5 今後の予定

日 時	項 目
令和8年度	既存支援制度等の整理
令和9年 3月	関係者会議開催 担当者研修の実施
令和9年度	事業の本格実施（関係者会議 担当者研修の継続実施）
	総合防災訓練参加

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年3月17日

件名	令和7年度足立区防災会議の結果及び足立区地域防災計画（震災編・資料編）の改訂について
所管部課名	危機管理部 防災戦略課
内容	<p>令和7年度足立区防災会議の開催結果及び、「足立区地域防災計画（震災編・資料編）」の改訂について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和7年度足立区防災会議について</p> <p>(1) 日時 令和8年1月21日（水）午後2時～3時15分</p> <p>(2) 場所 足立区生涯学習センター4階 講堂</p> <p>(3) 出席者 ア 足立区防災会議委員 67名中、59名出席（うち18名代理出席） イ 足立区防災会議専門委員 1名出席</p> <p>(4) 主な会議内容 ア 議事 （ア）「足立区地域防災計画（震災編・資料編）」の改訂について （イ）「地区防災計画」（案）の承認について イ 報告 （ア）「足立区災害対策条例（令和7年改正）」について ウ 基調講演（中林一樹足立区防災会議専門委員） ※ 講演の映像は足立区ホームページにて公開</p> <p>(5) 議事の承認について <u>全ての議事について、承認を得た。</u></p> <p>2 足立区地域防災計画（震災編・資料編）の改訂について</p> <p>(1) 改訂内容について ア 概要 別紙1のとおり イ 震災編 別紙2のとおり ウ 資料編 別紙3のとおり</p> <p>(2) 公表方法及び関係者への配布 ア 本委員会報告後、足立区地域防災計画を区のホームページで公表予定 イ 防災関係機関等に対して、紙製本を令和8年度に配布予定</p>

「足立区地域防災計画 (震災編・資料編)」の改訂について



足立区危機管理部

目次

agenda

01 足立区地域防災計画について

02 新たな減災目標の設定

03 5つの改訂ポイント

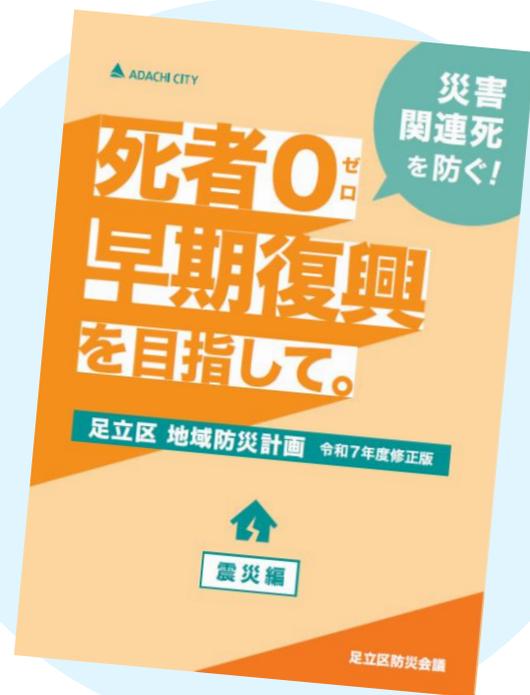
■ 地域防災計画とは

「災害対策基本法第42条」
の規定に基づき、

防災関係機関による

「足立区防災会議」

が策定する計画



■ 本計画の目的

発災後の応急対策にとどまらず、減災の視点で、

区と防災関係機関、区民、事業者等の役割を明らかにし、

区民の生命、身体及び財産を災害から守る

R5～R7
にかけて
改訂を実施

「R4都公表の被害想定更新」「被災地の現地調査結果」「都地域防災計画の変更点」を反映するとともに、区施策の情報更新

改訂にあたり、各被災地（石巻、熊本、能登）の現地調査を実施

各被災地の死者数			
	石巻市 (R6.2.29現在)※1	熊本市 (R5.7.31現在)※1	七尾市 (R7.12.26現在)※2
死者数	3,553	89	76
うち災害関連死 による死者数	276	83	71
割合	7.8%	93%	93%

※1 数は視察ときに把握したもの ※2 石川県公表(R7.12.26)

死因の多くは
災害関連死が占めている

避難生活及び地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担が原因。特に呼吸器系疾患(肺炎・気管支炎)の割合が高い

内閣府「災害関連死事例集」(令和5年5月増補)

本改訂において、減災目標に『災害関連死の防止』を追加

従来

「死者ゼロ」

新たな
減災目標

“災害関連死を含めた” 死者ゼロ

災害関連死防止のためには避難所の生活環境の向上等が課題となる

5つの改訂ポイント

1 災害関連死対策(TKBの確保)

T トイレ の確保

- ① 足立区災害時のトイレ確保・管理計画の策定
- ② 区において、各種トイレの確保
 - 3日分の携帯トイレ備蓄
 - 自己処理型トイレ

K 水・食糧 提供体制の強化

- ① 3日分の水・食糧を区で確保
- ② 液体ミルクの確保
- ③ キッチンカー等を用いた温かい食事の提供

B ベッド の確保

- ① 高さ・幅の規格を満たした簡易ベッドの導入
- ② プライバシー保護のためのテント・パーテーションを導入

2 在宅避難の促進

- ① 『あだち備蓄の日』設定により、各家庭へ3日分以上の備蓄の促進
- ② マンションに対する備蓄品購入費を助成

3 ペット防災

- ① ペットの同行避難に関するガイドラインを策定

4 防災DXの推進

- ① 避難所へのタブレット等機材の配備
- ② 電力・通信の確保拠点設置

5 災害拠点施設の新設

- ① 備蓄及び物資荷捌きの拠点施設を新設

その他修正事項

- 備蓄管理体制強化
- 帰宅困難者対策推進
- 災害対応人材の確保
- 被災者の支援推進
- 複合災害対策への検討
- 受援体制の再整備
- 火山編の追加 等

1 災害関連死対策（TKBの確保）

T
oilet

「トイレ」をどう確保するか



- トイレ控えによる体調不良者の発生
- トイレが不衛生だと、避難所の衛生環境が悪化し、感染症の蔓延につながる

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 「**足立区災害時のトイレ確保・管理計画**」に基づき各種トイレを確保
- ② 区の災害用備蓄として**11万4千人の3日分の携帯トイレ（約170万回分）** ※
を確保するほか、**自己処理型トイレ**など各種災害用トイレを確保

※ R7.7月の災害対策基本法一部改正により、携帯トイレ備蓄数を算出

区の取り組み

足立区災害時のトイレ確保・管理計画の策定

足立区災害時のトイレ確保・管理計画とは **＝** 発災時のトイレ確保や維持管理等について定めるもの



東京都

- 令和7年3月に「東京トイレ防災マスタープラン」を策定
- 全区市町村での計画策定完了を令和12年までに目標設定

足立区

- 速やかな計画策定のために、「災害時トイレ計画担当係長」を配置
- 令和8年度上半期までに計画策定を完了させる

足立区災害時のトイレ確保・管理計画策定の目的

全ての被災者へ



安全で安心なトイレ環境を提供 すること



区での取り組み 足立区災害時のトイレ確保・管理計画の策定

足立区災害時のトイレ確保・管理
計画策定の取り組み

R7～策定委託

計画策定にあたり**主要課題**を特定

各課題に対する**基本方針・対策**を設定

課題1 災害時のトイレ空白エリアの解消

区内複数箇所に
「**トイレ空白エリア**」
が存在



災害時使用可のトイレがある施設を区地図へプロットし検証

方針

- ① 空白エリアへの災害用トイレの確保検討
- ② 全公共施設での建設・改修時に災害用トイレの確保を検討

対策

災害用トイレを災害時トイレ空白エリアに配備し、**令和12年度末**までに空白エリアの解消を図る

課題2 災害時のトイレ管理体制の未整備

避難所トイレ等の清掃や運用を含めた
「**管理運営マニュアル**」が不在

方針

- ① 各避難所でのトイレ運用・管理**責任者の明確化**
- ② トイレの**管理運営手順の確立**

対策

開設・管理の運用マニュアルを策定し、実行性のあるトイレ管理・運営体制を**令和8年度上半期**までに構築

1 災害関連死対策（TKBの確保）

Kitchen

「水・食糧」をどう確保するか



- 被災地では道路の寸断等の問題により発災直後の水や食糧が不足していた
- 高齢者等の嚥下障がい防止のために、温かい食事の提供が必要

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 区の災害用備蓄として水・食糧を区単独で避難所避難者数の3日分確保
- ② 液体ミルクの確保
- ③ キッチンカー等を用いた温かい食事の提供

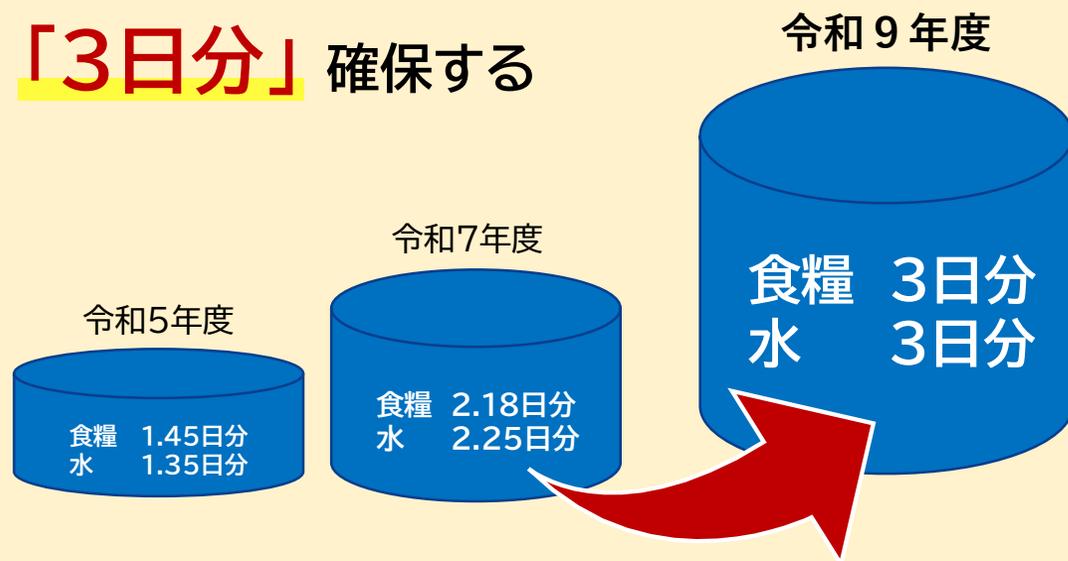
区の取り組み

水・食糧等の確保

3日分の備蓄確保



令和9年度までに「**区単独**」で
水・食糧の備蓄を避難所避難者数の
「**3日分**」確保する



液体ミルクの確保

粉ミルクに比べて使用に手間がかからない

「**液体ミルク**」を区の備蓄として確保

お湯を沸かして、溶かす必要がない

キッチンカーの利用



キッチンカー団体との協定で

「**温かい食事**」を提供

訓練を行い、実効性を向上

1 災害関連死対策（TKBの確保）

B_{ed}

「ベッド（睡眠環境）」をどう確保するか

- 硬い床に寝ることによる不眠症や身体的ストレス等の発生
- 床から高さがないと、舞い上がる粉塵の吸入などによる呼吸器系の疾患につながる

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 要支援者用の**簡易ベッド**の新規導入を推進
- ② プライバシー保護のための**テント、パーティション**の新規導入を推進

区の取り組み

簡易ベッド等の確保

簡易ベッドの確保



※ 写真はイメージです

POINT ①

リクライニング
機能付き

POINT ②

幅
80 cm
寝返りが可能

POINT ③

高さ
40 cm
立ち上がりが楽
粉塵吸入防止

テント、パーテーションの確保

(令和8年度以降購入検討)



▲テントのイメージ



▲パーテーションのイメージ

要支援者用として **7,000台** を確保 (令和7年度購入予定)

2 在宅避難の促進

在
宅
避
難

「在宅避難」促進のための2つの意識付けが必要

- 1つ目は、家庭内備蓄は『最低3日分、できれば1週間分』必要であること
- 2つ目は、特に『食糧・水・携帯トイレ』の備蓄が重要であること

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 毎月19日を『**あだち備蓄の日**』とし、各家庭へ3日以上以上の備蓄を啓発
- ② **マンション**に対する備蓄品購入費を助成

区の取り組み

在宅避難に必要な家庭内備蓄の啓発

あだち備蓄の日

＼ 毎月19日は備蓄を見直そう！ /

● 1人最低3日分の備蓄をしよう！ 

水

1日およそ3L×3日分



食糧

1日3食×3日分



携帯トイレ

1日5回分×3日分



※ イラストは1日分のイメージです。

マンション
備蓄購入費助成

対象品目

『 保存水(賞味期限5年) 』
『 携帯トイレ 』

対象となる
マンション
の条件

- 住戸数50戸以上または階数6階以上
- 防災備蓄倉庫または同等の保管スペースが確保されていること
- 建築基準法の「新耐震基準」を満たしていること

7日分

最初の3日分

残りの4日分

自助努力すべき範囲

区が備蓄品の購入を支援

※ 助成金額上限などの条件あり

3 ペット防災



避難所での「**ペット受け入れに関するルール化**」が必要

- 能登半島地震の被災地でも、避難所によってルールが違うなど対応にばらつきが生じた
- 区においても避難所でのペットの受け入れルールが曖昧であった

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 避難所でのペットの取扱いのルールを定めた「**足立区ペット同行避難ガイドライン**」を策定し、ガイドラインに基づいた対応を推進

区の取り組み

足立区ペット同行避難ガイドラインの策定

ペット防災

令和7年度

大規模災害発生時に人とペットの命を守るため

「足立区ペット同行避難ガイドライン」を策定



POINT 避難所でのペットに関するルールを記載

ペット
避難の
考え方

- ① 在宅避難を推奨
- ② 避難所に避難する場合は同行避難

POINT 日頃からの飼い主の心構えや備えを記載

ペット
飼い主
の責務

- ① ペットの飼育は飼い主が責任を持って行う
- ② 必要な物品は飼い主自身が用意する

その他ガイドラインで整理した内容

- ペットとの避難方法、避難のフロー
- 避難所で受け入れることができる動物の種類
- 避難所運営従事者向けの留意点、受入れレイアウト
- 飼い主向けのペット用備蓄リスト
- 必要なしつけ・ケアのチェックリスト

令和8年度 以降

- ① ガイドラインを用いた訓練実施
- ② 区民へのペット避難の周知啓発

4 防災DXの推進 (DX:Digital Transformation)

D_{DX推進}

「デジタル技術」を活用した避難所運営の効率化

- 避難所における停電や通信途絶による外部との連絡手段の喪失
- 避難所運営従事者の負荷軽減

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 第一次避難所への『災害ポータルキャビネット (DPC)』の設置推進
- ② 避難所運営業務などのDX化を検討

区の取り組み

避難所への機材配備の推進

DPC

災害ポータルキャビネット
の導入推進

※ DPCとは Disaster Portal Cabinet の略

区立小・中学校の
第一次避難所へ順次導入予定

	R7	R8	R9
各年度 設置数	10 箇所	50 箇所	42 箇所
到達率	約10% (10/102)	約59% (60/102)	100% (102/102)



以下の機器を収容

- ① タブレット
- ② 蓄電池
- ③ 地域BWAルーター
- ④ モバイル音声翻訳機
- ⑤ 投光器・三脚



(① タブレット)



(② 蓄電池)

区の「災害情報システム」を活用した
避難所運営・情報連絡が可能になる

5 災害拠点施設の新設

拠点施設

物資輸送の混乱解消のための「**物資拠点の整備**」が必要

- 能登半島地震でも、体育館など普段の用途と異なる場所での荷捌きとなり混乱が生じた
※ 体育館の床ではフォークリフトが使えないこと、物資がパレットに積まれておらず荷積み・荷下ろしの負担が増したこと等
- 区内3箇所の地域内輸送拠点(物資荷捌き場)は、すべて屋外のため風雨にさらされる
※ 区の地域内輸送拠点は「都立舎人公園」、「都立東綾瀬公園」、「区立保木間公園」の3箇所

課題解決に向けて

改訂内容

- ① 屋内に**物資の荷捌き場**と**備蓄倉庫**を備えた新たな災害拠点施設を新設する。

区の取り組み

小学校跡地を活用した災害拠点施設の新設

拠点施設新設
に向けた取り組み

旧入谷南小学校跡地へ
備蓄倉庫と地域内輸送拠点を併せ持つ拠点施設を新設する。

令和7年度

「旧入谷南小学校跡地活用基本計画」
の策定委託を実施

<施設のポイント>

- ① 「備蓄倉庫」と「地域内輸送拠点」の一体型施設
※物資の荷捌き場
- ② 区内初の「屋内の物資荷捌き場」
- ③ 「浸水リスクの低い」旧入谷南小学校跡地を活用

施設のイメージと場所

2階

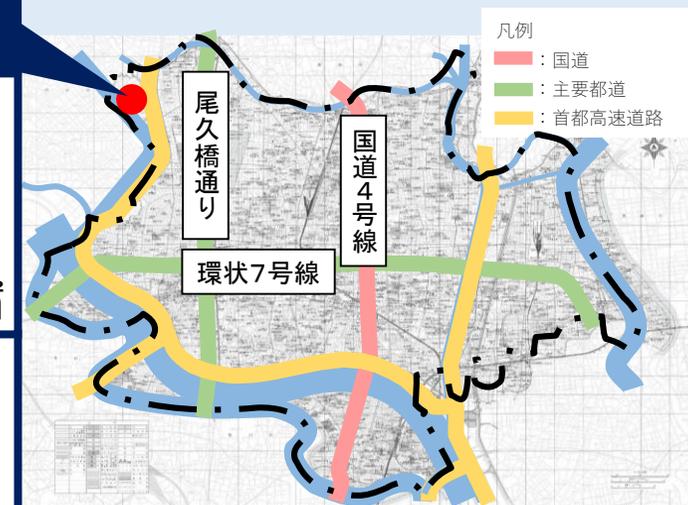
備蓄倉庫

約4,000㎡

1階

物資の荷捌き場
会議室・設備室等

約4,000㎡

令和8年度
以降

順次、整備・検討を進めていく

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年3月17日

件名	災害時における守谷市と足立区との相互応援に関する協定締結及び今後の方針について
所管部課名	危機管理部 防災戦略課
内容	<p>区内避難所の受入れ不足の解消を図る取組み（広域避難先確保）の一環として、守谷市と災害時相互応援協定を締結したので以下のとおり報告する。</p> <p>1 災害時における守谷市と足立区との相互応援に関する協定締結</p> <p>まずは従来型の「災害時相互応援協定」を締結し、その後、<u>協定の実効性を高めるため、具体的内容を定めた「細目協定」の締結を段階的に進めていく。</u></p> <p>(1) 協定先 茨城県守谷市（茨城県守谷市大柏950番地の1）</p> <p>(2) 協定締結日 令和8年3月11日</p> <p>(3) 協定概要（従来型） 災害時において、必要な物資や避難所（広域避難先）の提供、職員の派遣等、相互の応援活動実施について、相互に協力する意思を確認し、基本的枠組を定める。</p> <p>2 今後の方針（「細目協定」の締結内容の検討）</p> <p>基本的な協定締結後、相互の受入可能人数、施設条件、運用方法等、具体についての「細目協定」締結に向けて、実務協議を重ね、実情に即した具体的内容を整理することで、より実効性の高い協定内容とする。</p> <p>(1) 「細目協定」主な検討内容</p> <p>ア 広域避難について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広域避難先の提供 ② 妊産婦、幼児、ペットに関する施設の提供 ③ 避難者の移動手段についての事前計画 <p>イ 分散備蓄について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 区が災害備蓄品を購入し、守谷市に保管 ② 発災時に両自治体で備蓄品を共有・使用 ③ 区が被災した際、守谷市から備蓄品を届けてもらうスキームの検討 <p>(2) 他自治体への展開 守谷市との細目協定をモデルケースとして位置付け、他の自治体に対しても協定締結を順次検討し、広域避難体制の強化を図っていく。</p>

(3) スケジュール

時 期	内 容
令和8年3月	災害時相互応援協定締結
4月～	細目協定締結に向けた実務調整
9月まで	細目協定締結

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年3月17日

件名	令和7年度北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策推進合同協議会の実施結果について								
所管部課名	危機管理部 災害対策課								
内容	<p>令和7年度北千住駅前・綾瀬駅等滞留者対策推進合同協議会の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 実施日時 令和8年2月10日(火) 午前10時～11時30分</p> <p>(2) 実施会場 足立区役所2階 庁舎ホール</p> <p>(3) 参加機関 全38機関中26機関、37名</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 北千住駅前滞留者対策現地実動訓練及び協議会の実施報告 (2) 綾瀬駅等滞留者対策現地実動訓練及び協議会の実施報告 (3) 「綾瀬駅等周辺地域エリア防災計画～綾瀬ルールを含む～」の策定について (4) グループディスカッション(発災時の各事業者の動きについて等) (5) 帰宅困難者対策用チラシの配布について (6) 令和8年度の活動方針について</p> <p>3 グループディスカッションで出た主な意見と今後の方針</p> <table border="1" data-bbox="379 1480 1465 2107"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1480 922 1536">協議会での意見</th> <th data-bbox="922 1480 1465 1536">今後の方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1536 922 1682">各協議会員の役割を明確にし、発災時の行動を共有することが重要である。</td> <td data-bbox="922 1536 1465 1682">発災時の初動対応の確立とその行動要領を共有するため、北千住・綾瀬合同で図上訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1682 922 1877">外国人に対する一時滞在施設開設状況などの情報発信や方法を検討する必要がある。</td> <td data-bbox="922 1682 1465 1877">普及啓発用に作成した帰宅困難者用チラシをベースに、外国語版を作成していく(英語、中国語、韓国語を想定)。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1877 922 2107">停電時のデジタルサイネージやあだちスマイルビジョンの活用方法を検討する必要がある。</td> <td data-bbox="922 1877 1465 2107">デジタルサイネージは、非常用発電機に切り替えることで運用できるが、あだちスマイルビジョンは、運営事業者と解決策を講じていく必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>	協議会での意見	今後の方針	各協議会員の役割を明確にし、発災時の行動を共有することが重要である。	発災時の初動対応の確立とその行動要領を共有するため、北千住・綾瀬合同で図上訓練を実施する。	外国人に対する一時滞在施設開設状況などの情報発信や方法を検討する必要がある。	普及啓発用に作成した帰宅困難者用チラシをベースに、外国語版を作成していく(英語、中国語、韓国語を想定)。	停電時のデジタルサイネージやあだちスマイルビジョンの活用方法を検討する必要がある。	デジタルサイネージは、非常用発電機に切り替えることで運用できるが、あだちスマイルビジョンは、運営事業者と解決策を講じていく必要がある。
協議会での意見	今後の方針								
各協議会員の役割を明確にし、発災時の行動を共有することが重要である。	発災時の初動対応の確立とその行動要領を共有するため、北千住・綾瀬合同で図上訓練を実施する。								
外国人に対する一時滞在施設開設状況などの情報発信や方法を検討する必要がある。	普及啓発用に作成した帰宅困難者用チラシをベースに、外国語版を作成していく(英語、中国語、韓国語を想定)。								
停電時のデジタルサイネージやあだちスマイルビジョンの活用方法を検討する必要がある。	デジタルサイネージは、非常用発電機に切り替えることで運用できるが、あだちスマイルビジョンは、運営事業者と解決策を講じていく必要がある。								

類似施設（他区の劇場や商業施設等）における駅前滞留者対策の事例を知りたい。

他区の取り組みを情報収集し、協議会の中で紹介する。



▲ 協議会全体の様子



▲ 班で出た意見の発表

4 今後の方針

令和8年度は、北千住協議会員及び綾瀬協議会員の発災時の初動対応の確立とその行動要領を共有するために、それぞれの協議会による単独の訓練とはせず、合同で図上訓練を実施する。

【訓練概要】

- (1) 発災後3時間以内の行動要領の共有
- (2) 各事業所内にいる屋内滞留者への対応方針の検証 など

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年3月17日

件名	令和7年度足立区震災対応図上訓練の実施結果について
所管部課名	危機管理部 災害対策課、災害対応力強化担当課
内容	<p>令和7年度足立区震災図上訓練について、実施結果を報告する。</p> <p>1 目的 地域防災計画に基づく震災時の対応を各部が机上で検討し、情報の集約や伝達、関係所管との連携を実践することで災害対応力の強化を図る。 本年度は、発災から24時間以降の人命救助活動を継続しつつも被災者支援に注力していくフェーズを想定し実施した。</p> <p>2 訓練概要</p> <p>(1) 日時 令和8年1月28日(水) 午後1時～4時</p> <p>(2) 主な訓練会場 災害対策本部(庁議室)、情報収集指令室(南館7階)、各部執務室及び13階大会議室(区民部、総務部、産業経済部)</p> <p>(3) 訓練想定 区内で震度6強を観測した地震の発生から24時間が経過。複数の火災や建物倒壊が発生している。</p> <p>3 実施結果</p> <p>(1) 参加職員数(340名)</p> <p>ア プレイヤー(訓練実施者) 約240名 イ コントローラー(訓練支援者(※)) 約60名 ※ 区民や関係機関になりきって、プレイヤーに対して災害時に想定される状況を電話連絡などで通知し、また、プレイヤーからの問い合わせに対応して訓練の進行をする役。</p> <p>ウ 評価者 約40名</p> <p>(2) 参加機関(4機関)</p> <p>ア 陸上自衛隊 5名 イ 警視庁 2名 ウ 東京消防庁 5名 エ NTT東日本 東京東支店 4名</p>

(3) 訓練の様子



自衛隊との調整（区民部）



情報収集指令室（危機管理部）

4 主な課題と今後の取組

別紙「令和7年度震災対応図上訓練で得た課題と今後の取組について」のとおり。

5 今後の方針

- (1) 「給水」「物資調達」「トイレ」など各年でテーマを決め、被害状況に応じた作戦の立案や各部の連携活動などを深掘りして訓練を実施することで、一つ一つ課題を解決し、対応力を強化していく。
- (2) 前(1)を踏まえ、部本部運営（図上訓練）と現場対応（実動訓練）とを連動させることで実効性を高める。
- (3) 1つの訓練の中で職員のローテーションを行い、多くの職員が部本部運営を経験できる体制で訓練を行うことで、各部本部の対応力向上を図る。

令和7年度震災対応図上訓練で得た課題と今後の取組について

項目	課題	今後の取組
部本部の運営	管理職が不在の場合、全体を俯瞰して判断する指揮者がおらず、部本部の動きが停滞する場面が見られた。	管理職の代行となる指揮者をあらかじめ指定しておくことで、指示系統が明確になる。部別行動計画等に、代行者を明示しておき、内部で共有する。
	長期対応に向けた職員の勤務ローテーションについて、人員の班割りや従事時間などを含んだ具体的な計画を立てていなかった。	参集人員に応じたローテーション案や役割分担など、あらかじめ各部の基本的な考え方を決めておく。
	災害時には少人数での初期対応や、その後のローテーションを踏まえ、多くの職員が対応できる体制が必要だが、これまで訓練の経験が一部の職員に偏っており、未経験や経験の浅い職員は主体的に行動できなかった。	多くの職員に部本部運営訓練を経験させるため、訓練ではローテーションを積極的に行い、主体的に行動できる職員を育成する。
	現場対応の職員に対し、複数の部本部員から指示や連絡が入ったことで、現場職員の情報が錯綜する場面がみられた。	現場への指示や情報は、現場が混乱しないように部本部で整理した上で、連絡する担当者を決めて伝達する。
情報の整理	情報に対する優先度付けが徹底されておらず、対応すべき事案が積滞しても付与された順に対応を進めていた。	対応すべき事案が積滞した場合、区民の生命に影響を及ぼすものなど重要度の高いものから着手すべく、情報を整理する。
	「停電した病院の電源確保」という人命に係る重要情報を、災害情報システム上の指示連絡機能のみで伝達したため、対応が遅れた。	特に迅速性が求められる重要情報は、災害情報システムの指示連絡機能だけでなく、電話や口頭による連絡も併せて行い、確実に伝える。
	個々の事案の進捗（未対応・対応中・完了）が一元管理されておらず不明確であった。	①指揮者は指示に対する履行状況を確認するとともに、全体の進捗管理をする。 ②ホワイトボード上にカードで整理をするなど工夫している部もあったので、推奨すべき事項を庁内で共有していく。
	ホワイトボードや地図の情報更新が滞り、古い情報が放置される場面が散見された。	あらかじめ、自分たちの任務に関連する情報を載せた地図やリストを準備しておき、効率よく情報を更新できるようにする。
	被害の状況を踏まえて作戦を立てられるように地図が活かされてなかった。	①被害の状況（火災や道路状況など）を適宜、地図上に更新していく。 ②情報収集指令室の地図情報を共有できるツールを検討する。
	情報発信について、24時間以降であれば、インフラ状況のほか、区民が切望する「物資（毛布・食料・トイレ）」の情報を優先的に発信するなど、受け手側に立った情報の優先順位付けが必要である。	区民に情報発信する際は一方的な発信にならないよう、現地の状況や区民の声を考慮し、ニーズを捉えていく。
電話や災害情報システム、ロゴチャット等、複数の媒体から入ってくる多くの情報を見落としなく的確に扱うことは困難である。	現在各部で複数の媒体を利用して情報共有をしているが、スリム化のため機能の改善や新たなシステムの導入を検討する。	
各部、他機関との連携	水の確保に関して、実動訓練（総合防災訓練）では給水所を開設できていたが、図上訓練において開設の基準、開設後の施設管理、区民への配布要領等についての詳細な決まりがなく、曖昧な状態であることが明らかになった。	給水に係る課題を掘り下げて考え、開設の基準や現場での対応要領を決めた上で訓練に臨む。また、担当部が複数あることから災害状況を踏まえた開設の判断など、連携して作戦を立てる。
	ビブスの記載が部署名のみで部本部があり、他部や他機関から見ると指揮者や役割がわかりにくかった。	ビブスの表示を部や課だけでなく、「〇〇課〇〇班」、「〇〇課〇〇担当」、「〇〇課長」など役割が一目でわかるように表示する。
	情報収集指令室において、最新情報が集約された地図が他機関からの派遣者の位置から遠い位置にあり、情報共有に支障があった。	①既存の配置に捉われないことと、他機関からの派遣者の要望を取り入れるなど部本部内の各立場の目線でレイアウトを構築する。 ②他機関と情報共有できるツールの導入を検討する。
	総務部、区民部、産業経済部が集結し、物資システムを活用した調達・輸送業務で、情報の入口である総務部の対応が滞った場合、連携する部の業務も停滞した。	停滞する部が出てきたら、連携する部の職員が支援に入ることでお互いをフォローできる体制を構築する。
	他部や他機関から情報収集をする際、収集漏れがあり何度も電話をかける状況が見られた。	災害時は、繁忙な相手に再度電話連絡することが困難であることを念頭に、情報収集の効率化を図るために、あらかじめ必要事項をテンプレート化しておく。
	発災後の煩雑な空気の中、災害情報システムでわかる内容を関係部に電話で連絡していた。	災害情報システムで共有できる情報を、職員個々が理解しておく必要がある。
各部本部が離れているため、連携する業務に対しての協議、意思決定に時間を要した。	物資輸送拠点の協議のため、区民部の職員と自衛隊からの派遣者が顔を合わせて協議した結果、意見交換がスムーズに進んだ。この事例に学び、他部及び他機関と連携する場合は必要に応じて集まり、協議する。	

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年3月17日

件名	「令和7年度江東5区広域避難推進シンポジウム」の実施結果について																			
所管部課名	危機管理部 防災戦略課																			
内容	<p>令和7年度江東5区広域避難推進シンポジウムを実施したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 大規模水害から安全を確保するために、区外など浸水のおそれがない地域への「広域避難」の必要性和、その実現に向けた課題や取組みについて、区民の理解を深めていただく。 ※ 江東5区（足立区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区）が幹事区を持ち回り、令和7年度は足立区が幹事区となっている。</p> <p>2 実施日時等 (1) 日時 令和8年3月1日（日）午後1時～午後4時10分 (2) 会場 区役所中央館2階 庁舎ホール (3) 参加者数 計231名</p> <table border="1" data-bbox="379 1198 1433 1559"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>分類</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般参加者</td> <td>165名</td> <td>江東5区の区民</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td rowspan="2">招待者</td> <td>10名</td> <td>国会議員、都議会議員、区議会議員</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>4名</td> <td>秩父市、小鹿野町、二瀬ダム(※)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>関係者職員</td> <td>52名</td> <td>江東5区職員、内閣府職員、東京都職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 秩父地域、1市4町について 足立区の災害時協定締結先である秩父地域自治体（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）及び二瀬ダム（秩父市）から、本シンポジウムの観覧の希望があったため招待。</p> <p>(4) 主催 江東5区広域避難協議会(足立区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区)</p> <p>3 プログラム (1) 基調講演 (2) パネルディスカッション</p>	NO.	分類	人数	備考	1	一般参加者	165名	江東5区の区民	2	招待者	10名	国会議員、都議会議員、区議会議員	3	4名	秩父市、小鹿野町、二瀬ダム(※)	4	関係者職員	52名	江東5区職員、内閣府職員、東京都職員
NO.	分類	人数	備考																	
1	一般参加者	165名	江東5区の区民																	
2	招待者	10名	国会議員、都議会議員、区議会議員																	
3		4名	秩父市、小鹿野町、二瀬ダム(※)																	
4	関係者職員	52名	江東5区職員、内閣府職員、東京都職員																	

4 基調講演

(1) テーマ

大規模水害時における広域避難の課題
～自治体と住民との意識・情報共有～

(2) 講演者

片田敏孝氏（東京大学大学院情報学環 特任教授）

(3) 主な内容

	分類	主な内容
ア	広域避難の現状と課題	① 江東5区の低地帯においては、大規模水害が発生した場合、浸水区域外への「広域避難」が不可欠 ② 一方で、広域避難は移動距離が長く、交通手段や受入先の確保、避難開始のタイミングなど、多くの課題を伴う
イ	自助・共助・公助の関連性	① 災害対応は公助のみで成り立つものではない ② 災害時に「自らの命は自らが守る」（自助）という主体的な防災の姿勢が基盤 ③ 地域で支援が可能な人は地域で守る「みんなで逃げる体制づくり」（共助） ④ 地域で対応が困難な方々を行政が責任をもって支援する「避難サポート」（公助） ⑤ 自助・共助・公助が相互に補完しながら機能することで、住民主体の防災社会を構築していくことができる
ウ	自治体と住民との意識・情報共有	① 行政と住民が危機認識を共有し、「いつ・どの段階で・どこへ避難するのか」という具体的な行動イメージを共通理解することで、広域避難の実効性を高める ② 行政は区民の適切な避難につなげる情報を分かりやすく発信する必要がある ③ 住民は主体的に理解・行動する姿勢を持ち、「自らの命は自ら守る」という意識を社会全体で醸成していくことが重要

5 パネルディスカッション

(1) テーマ

内閣府・都・区・メディアが語る「命を守る広域避難」
～官民連携による社会気運醸成の戦略～

(2) パネリスト

	所属等	氏名・肩書き
ア	メディア関係者	福島 隆史氏・TBSテレビ 解説委員 (災害担当)
イ	国 (内閣府)	森久保 司氏・内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官
ウ	都	田代 則史氏・東京都 総務局 防災計画担当部長
エ	江東5区 代表者	工藤 信・足立区副区長

(3) 主な内容

	発言者	主な内容
ア	福島 隆史氏 メディア関係者	<ul style="list-style-type: none"> ① 「広域避難」は、通常より早期に市区町村外へ避難する特殊な避難であるため、その必要性を平時から分かりやすく発信することが重要 ② 「広域避難」を聞いた誰もが同じ行動を具体的にイメージできるよう共通認識を醸成することが重要
イ	森久保 司氏 国 (内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> ① 早期避難や備蓄、家具固定等の普及啓発は被害軽減の柱 ② これまでの日常生活に「防災を付け加える」発想から、日常生活に「防災を溶け込ませる」考え方の転換が必要 ③ フェーズフリーの普及を通じて、防災を当たり前とする社会的機運を醸成することが重要
ウ	田代 則史氏 都	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政と住民の防災対策は車の両輪 ② 「自分の命は自分で守る」という意識のもと広域避難を自分事として捉えることが重要 ③ 「東京マイ・タイムライン」広域避難版の作成やメディア連携により広域避難の重要性の普及を図っていきたい
エ	工藤 信 江東5区 代表者	<ul style="list-style-type: none"> ① 自宅の浸水リスクを事前に確認したうえで、避難方法を検討する「分散避難」を推奨 ② 区内避難所のみで、全ての避難者を受け入れることは困難 ③ 守谷市等との協定締結を進めるなど広域避難先の確保に努め、実効性ある広域避難を推進している

6 会場の様子

<基調講演>



<パネルディスカッション>



7 今後について

シンポジウムで示された広域避難に関する課題や意見を整理し、広域避難施策の推進に活かしていく。

(1) 普及啓発

「自らの命は自ら守る」という意識のもと、足立区洪水・内水・高潮ハザードマップによる水害リスクの理解や分散避難の考え方について普及啓発を一層進め、区民の主体的な避難行動の促進を図る。

(2) 避難イメージの共有

広域避難の必要性や「いつ・どの段階で・どこへ避難するのか」といった具体的な避難行動について、区民と行政が共通の認識を持てるよう、分かりやすい情報発信や広報の充実を図る。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和8年3月17日

件名	令和7年度千住常東地区コミュニティタイムライン運用訓練の実施について						
所管部課名	危機管理部 防災戦略課						
内容	<p>令和7年度に策定した千住常東地区コミュニティタイムライン（以下「CTL」という。）を、適切に運用できるようにするため、以下のとおりCTL運用訓練を実施する。</p> <p>1 目的</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>主に以下の3点を目的にCTL運用訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域内で、<u>迅速に情報共有が行える体制が整備されているか。</u> ② 情報共有後、<u>CTLに基づいた行動が確実に実行されているか。</u> ③ 要配慮者等が、<u>避難の遅れなく行動できる体制</u>となっているか。 </div> <p>2 実施日時・会場</p> <p>(1) 日時 令和8年3月18日（水）午後3時～5時（予定）</p> <p>(2) 会場 千住あずま住区センター 第5・第6集会室</p> <p>3 CTL運用訓練対象者</p> <p>(1) あだち防災リーダー (2) 千住常東地区 町会・自治会役員等</p> <p>4 あだち防災リーダーと町会・自治会役員等の役割</p> <table border="1" data-bbox="375 1438 1433 1953"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 1438 753 1518"></th> <th data-bbox="753 1438 1433 1518">主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 1518 753 1706">1 あだち防災リーダー</td> <td data-bbox="753 1518 1433 1706"> <ul style="list-style-type: none"> ① 訓練の全体調整を行う。 ② 地域内でCTLどおりに行動ができているか、進行確認を行う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1706 753 1953">2 町会・自治会役員等</td> <td data-bbox="753 1706 1433 1953"> <ul style="list-style-type: none"> ① 自身の町会・自治会の実態に即した形でCTLの運用ができているかの確認を行う。 ② 要配慮者等、地域住民の逃げ遅れが出ないように、CTLを運用する。 </td> </tr> </tbody> </table>		主な役割	1 あだち防災リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ① 訓練の全体調整を行う。 ② 地域内でCTLどおりに行動ができているか、進行確認を行う。 	2 町会・自治会役員等	<ul style="list-style-type: none"> ① 自身の町会・自治会の実態に即した形でCTLの運用ができているかの確認を行う。 ② 要配慮者等、地域住民の逃げ遅れが出ないように、CTLを運用する。
	主な役割						
1 あだち防災リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ① 訓練の全体調整を行う。 ② 地域内でCTLどおりに行動ができているか、進行確認を行う。 						
2 町会・自治会役員等	<ul style="list-style-type: none"> ① 自身の町会・自治会の実態に即した形でCTLの運用ができているかの確認を行う。 ② 要配慮者等、地域住民の逃げ遅れが出ないように、CTLを運用する。 						

5 訓練内容

(1) C T L内容の確認

千住常東地区C T L（雛形）の実効性を高めるため、自身の町会・自治会の実態に即した形で内容を確認する。

(2) 地域内での情報伝達訓練

L I N E オープンチャット等の情報共有ツールを活用して、地域内で情報を共有し、地域全体での避難行動につなげる。

(3) 訓練の振り返り

反省点、改善等を洗い出し、C T Lのブラッシュアップを図る。

6 今後の方針

あだち防災リーダーと地域の町会・自治会役員等が連携して訓練を実施し、地域の実情を踏まえた、より効果の高いC T L運用訓練となるよう取り組んでいく。